

令和2年度（2020年度）社会福祉施設等指導監査結果

【社会福祉課】

I 社会福祉法人

【総評】

令和2年度の法人監査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地監査の延期や中止を行った結果、指導監査実施計画数36箇所に対して13箇所の実施に留まった。

平成29年度に実施された社会福祉法人制度改革を踏まえた指導監査は、令和元年度までの3か年で一巡したところであるが、一法人当たりの指摘件数は減少しているものの、実施した多くの法人で文書指摘を行うこととなった。

指摘内容については、法人運営の大部分は評議員会・理事会の形式的な手続きの誤りに関するものであった。また、経理については、決算書類の不整合や契約手続きの基本的な取扱いに関するものが多かった。

【文書指摘率と推移】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
監査対象法人数	89	92	90	94	96	96	96
実施数(a)	49	43	44	38	29	34	13
文書指摘法人(b)	14	14	14	38	28	33	9
指摘率 b/a %	28.6	32.6	31.8	100.0	96.5	97.1	69.2
文書指摘件数	27	20	24	236	214	114	25

【文書指摘内訳】

文書指摘内容	法人運営	法人経理	合計
文書指摘件数	6(24%)	19(76%)	25

【参考：口頭指摘内訳】

口頭指摘内容	法人運営	法人経理	合計
口頭指摘件数	10(30.6%)	25(69.4%)	35

【主な指摘内容】

1 法人運営

- ・ 定時評議員会が決算承認理事会後、2週間（中14日）空けずに開催されていた。
- ・ 評議員会で新理事を選任した直後に理事会を開催する場合に、理事会の招集通知省略について、新理事、監事の同意を得ていなかった。
- ・ 評議員が連続して評議員会を欠席していた。
- ・ 理事や監事が連続して理事会を欠席していた。
- ・ 評議員会での監事選任にあたり、監事の過半数の同意を得ていなかった。
- ・ 定款に記載の基本財産の面積が登記内容と一致していなかった。
- ・ 評議員会を決議の省略で行うことについての理事会の決定及び評議員全員の同意が適切に行われていなかった。
- ・ 評議員会を決議の省略で行った場合に議事録が作成されていなかった。
- ・ 理事会での理事長による職務執行状況報告が不十分であった。
- ・ 理事及び監事の報酬等の額について、定款において総額の範囲を評議員会で別に定めることを規定しているが、評議員会の決議で定められていなかった。
- ・ 役員等の費用弁償が、費用弁償の範囲を超える金額で規定されていた。

2 法人経理（施設経理も含む。）

- ・ 決算書類の不整合、必要な附属明細書の作成不備。
- ・ 財産目録が所定の様式で作成されていない。
- ・ 経理規程と定款の不整合。
- ・ 改正社会福祉法の施行に伴う経理規程の改正がなされていない。
- ・ 登記事項の変更登記が期限内に行われていない。
- ・ 勘定科目の大区分で予算流用が行われ、予算の補正が行われていない。
- ・ 土地の賃貸借において、契約書や契約伺いの作成が行われていない。
- ・ 当期末支払資金残高に資金不足が生じているにもかかわらず、繰入れを行っている。
- ・ 利用者等害給食費（費用）の計上漏れ。
- ・ 随意契約とする合理的理由が不明確。
- ・ 価格による随意契約で、複数見積りによる価格の比較が行われていない。
- ・ 継続的な契約において、契約更新の妥当性の検討がなされていない。
- ・ 措置施設において、当期末支払残高が当該年度の措置費収入の30%を超えている。

II 社会福祉施設

【総評】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地監査の延期や中止を行った結果、実施計画数 69 施設 (R2.7 段階) に対して 8 施設の実施に留まった。

指摘内容については、施設運営管理では、給与規程と実際に支給される給料等の相違、必要な職員健康診断の未実施、非常災害に関する防災計画の未策定等の事例がみられた。

入所者処遇では、利用者の事故発生時の市町村等への未報告、入所者預かり金の管理不備等の事例がみられた。

【施設別内訳】

施設種別	救護	養護	特養	軽費	児童	障害児	障害者	合計
実施数	0	1	1	2	1	0	3	8
文書指摘施設	0	1	0	1	0	0	0	2
文書指摘件数	0	3	0	2	0	0	0	5

【文書指摘内容】

文書指摘内容	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
文書指摘件数	4	0	1	5

【参考口頭指摘内容】

口頭指摘内容	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
口頭指摘件数	6	4	1	11

【主な指摘内容】

1 施設運営管理

- ・ 直接処遇職員の腰痛健診未実施等、職員の健康管理が不十分。
- ・ 給与規程と実際に支給される給料、手当額の相違。初任給、昇給、手当等の決定根拠が不明確。
- ・ 風水害等の非常災害に関する具体的な防災計画が未策定。

2 入所者処遇

- ・ 利用者の事故が発生した際、市町村等への報告がない。
- ・ 入所者預かり金について、出金依頼書の未作成、利用者等への状況報告（年4回）の未実施。
- ・ 身体拘束を行う際の手続きについて運営規程に未整備。
- ・ 苦情処理状況の第三者委員への未報告。